

フロンティア薬局では、在宅で療養されている患者様宅を訪問し服薬指導を行っています。

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導、在宅患者訪問薬剤管理指導、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導、在宅患者緊急時等共同指導、在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理、麻薬管理指導、在宅患者医療用麻薬持続注射療法指導、乳幼児指導、医療的ケア児指導、在宅中心静脈栄養法指導、在宅患者オンライン薬剤管理指導

2. 運営方針

要介護者または要支援者にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、もしくは、在宅で療養を行っている患者であって、通院が困難なものに対して、医師の指示に基づいて薬剤師が訪問して薬剤管理をいたします。

3. 指導の内容

医師及び歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき、利用者の居宅を訪問し、薬剤師による継続的な薬学的管理指導を行うとともに、記録を作成し処方医等に報告する他、次の業務を行います。

利用者の状態および状況に合わせた調剤、薬剤等の居宅への配送、薬剤服用歴の管理、居宅・在宅における薬剤の使用・保管・管理に関する助言指導、副作用の早期発見・未然防止に関する処置、薬剤の重複投与・相互作用回避に関するチェック、ADL・QOL等に及ぼす薬剤の影響のチェック、服薬状況の確認、残薬および過不足薬のチェックと指導、薬剤の使用に関する問題点の医師への報告と助言、住環境の衛生に関する助言指導、薬剤や医療材料等の廃棄処理に関する相談・指導、在宅医療機器・用具・材料等の供給、在宅介護用品・福祉機器等の供給・相談、その他利用者の療養生活の質の向上を図るために必要な事項

4. 利用料

1) 医療保険利用時「1回あたり」

() 内は負担割合、 単位：円

- ① 単一建物に診療患者様が1人の場合 (1割) 650 (2割) 1300 (3割) 1950
- ② 単一建物に診療患者様が2~9人の場合 (1割) 320 (2割) 640 (3割) 960
- ③ ①及び②以外の場合 (1割) 290 (2割) 580 (3割) 870
- ④ オンラインの場合 (1割) 59 (2割) 118 (3割) 177

・計画内疾患の急変 (1割) 500・(2割) 1000・(3割) 1500、 それ以外 (1割) 200・(2割) 400・(3割) 600
計画内疾患の急変 (末期悪性腫瘍、注射麻薬) の時間外加算 夜間 (1割) 400・(2割) 800・(3割) 1200、
休日 (1割) 600・(2割) 1200・(3割) 1800、 深夜 (1割) 1000・(2割) 2000・(3割) 3000

- ・急変時の他職種連携共同指導時 (1割) 700 (2割) 1400 (3割) 2100、
- ・重複・相互作用防止 (残薬調整以外) (1割) 40 (2割) 80 (3割) 120 (残薬調整) (1割) 20 (2割) 40 (3割) 60
- ・麻薬使用の場合 (1割) 100 (2割) 200 (3割) 300、 オンライン (1割) 22 (2割) 44 (3割) 66
- ・医療用麻薬持続注射療法の場合 (1割) 250 (2割) 500 (3割) 750
- ・6歳未満の乳幼児の場合 (1割) 100 (2割) 200 (3割) 300、 オンライン (1割) 12 (2割) 24 (3割) 36
- ・医療的ケア児の場合 (1割) 450 (2割) 900 (3割) 1350、 オンライン (1割) 350 (2割) 700 (3割) 1050
- ・中心静脈栄養法の場合 (1割) 150 (2割) 300 (3割) 450

2) 介護保険利用時 (介護保険の認定を受けている場合は介護保険が優先になります) 2024年6月改訂

- ① 単一建物に利用者様が1人の場合 1回 (1割) 518 (2割) 1036 (3割) 1554
- ② 単一建物に利用者様が2~9人の場合 1回 (1割) 379 (2割) 758 (3割) 1137
- ③ ①及び②以外の場合 1回 (1割) 342 (2割) 684 (3割) 1026
- ④ 情報通信機器を用いて行う場合 1回 (1割) 46 (2割) 92 (3割) 138

- ・麻薬使用の場合 (1割) 100・(2割) 200・(3割) 300
- ・医療用麻薬持続注射療法の場合 (1割) 250 (2割) 500 (3割) 750
- ・中心静脈栄養法の場合 (1割) 150 (2割) 300 (3割) 450

特別地域は 15/100、中山間地域等の小規模事業所は 10/100、中山間地域等に居住されている方へのサービス提供の場合は 5/100 を加算します。

- ・居宅療養管理指導、在宅訪問管理指導に要した交通費については、各店舗へお問い合わせください

5. 苦情処理

居宅療養、在宅訪問管理指導に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

6. その他運営に関する重要事項

- ・店舗の所在地より半径 16km の範囲を目安に提供いたします。
- ・個人情報に関しては運営規定により利用者に相談のうえ慎重に対処いたします。
- ・運営規定に基づき、虐待防止のための措置を講じます。
- ・健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
- ・在宅協力薬局と連携する場合がございます。